

2018年1月

IFRS 改正リース基準と日本基準の差異の検討

経営学部 経営学科 石田ゼミ

B4R11014 市川美希

【卒業論文概要】

日本のリース基準および、IAS 第17号「リース」の借手の会計処理は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類して処理を行っていた。しかし、この方法ではオペレーティング・リース取引を通じて借手が得られる利益や損失が財政状態計算書に反映されないため、財務報告書は透明性を欠き、その有用性が損なわれているのではないかという点が問題視されていた。そこで借手のファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引という概念をなくしたIFRS（国際財務報告基準）第16号「リース」が2016年1月に公表された（2019年1月1日より適用）。この改正により日本のリース基準と大きな差異が生じることとなった。

本論文の目的は、IFRS 改正リース基準と、日本のリース基準との差異を明らかにし、今後日本にどのような影響が及ぼすかを検討することである。

日本企業がIFRSを適用した場合、貸借対照表にオンバランス処理されるリース資産額は一般的に増加することになる。2015年6月時点において、有価証券報告書を公表しているIFRS適用企業、25社中リース債務の増減がない企業は5社にとどまる。IFRS適用によりオンバランスされるリース取引金額が影響を受ける可能性は極めて高い。